

[別紙1]

学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業費 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書提出

* 交付申請は下記提出先に郵送または持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

【補助金の増額や事業の中止・廃止をしたい場合】
県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:補助事業目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した日

5. 実績報告書提出

(完了から30日以内若しくは4月20日のいずれか早い日まで、中止・廃止の場合は20日以内)

○実績報告は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い
実績報告書の提出があり次第、補助金額を確定した上で、速やかに支払いを行います。
事業期間中に概算払いできる場合があります。

資料提出・お問合せ先

農林水産部東部農林事務所農業振興課 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課 〒683-0054 米子市糺町一丁目160	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2004